

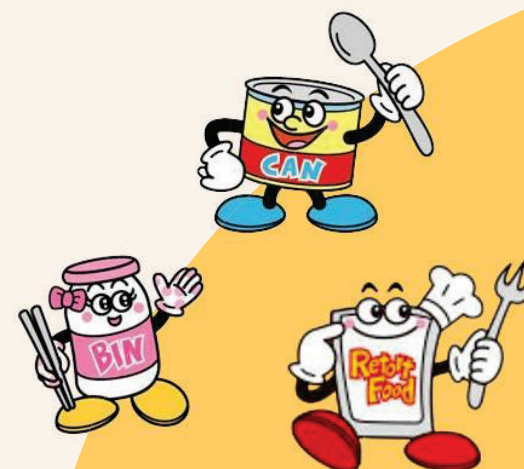
2024年10月30日

参考資料 2

第6回個別品目ごとの表示ルール 見直し分科会 説明資料

- ・ 農産物缶詰及び農産物瓶詰
- ・ 畜産物缶詰及び畜産物瓶詰
- ・ 調理食品缶詰及び調理食品瓶詰
- ・ レトルトパウチ食品
- ・ 魚肉ハム及び魚肉ソーセージ

公益社団法人
日本缶詰びん詰レトルト食品協会



◇家きん卵水煮缶詰



品名	うずら卵水煮
原材料名	うずら卵(国産)、食塩、(一部に卵を含む)
内容個数	18個～20個
固形量	150g
賞味期限	缶ふたに記載
製造者	天狗缶詰株式会社 名古屋市中区金山1-12-14

製造所 愛知県豊川市御津町佐脇浜二号地1-17
栄養成分表示(固形量100g当たり)

熱量	182kcal	炭水化物	0.6g
たんぱく質	11.0g	一糖質	0.6g
脂質	14.1g	一食物繊維	0g
一飽和脂肪酸	4.24g	食塩相当量	0.5g

日本食品標準成分表を参照した推定値

△ご注意

開缶および内容物を取り出す時には、切り口でけがをしないようにご注意下さい。開缶後は冷蔵庫に入れて、早めにお使い下さい。



(CAN)

◇別表第19（個別の表示ルール：追加的な表示事項）

内容個数、使用上の注意を存続、その他は廃止

要望案	現行																				
○個別の表示事項（別表第19） <table border="1"> <thead> <tr> <th>表示事項</th><th>表示の方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内容個数（家きん卵水煮缶瓶詰に限る。）</td><td>「〇〇個」と表示する。</td></tr> <tr> <td>使用上の注意（内面無塗装缶を使用した缶詰に限る。）</td><td>「開缶後はガラス等の容器に移し換えること」等と表示する。</td></tr> <tr> <td>食肉の名称（食肉缶瓶詰、コーンドミート缶瓶詰及び食肉等を詰めたその他の畜産物缶瓶詰であって、商品名に使用した食肉の名称を表示していない場合に限る。）</td><td>削除</td></tr> <tr> <td>肉片形状の用語（食肉缶瓶詰、食肉等を詰めたその他の畜産物缶瓶詰であって、商品名から小肉片、ほぐし肉、ひき肉又は骨付きのものを使用したことが明らかでない場合に限る。）</td><td>削除</td></tr> </tbody> </table>	表示事項	表示の方法	内容個数（家きん卵水煮缶瓶詰に限る。）	「〇〇個」と表示する。	使用上の注意（内面無塗装缶を使用した缶詰に限る。）	「開缶後はガラス等の容器に移し換えること」等と表示する。	食肉の名称（食肉缶瓶詰、コーンドミート缶瓶詰及び食肉等を詰めたその他の畜産物缶瓶詰であって、商品名に使用した食肉の名称を表示していない場合に限る。）	削除	肉片形状の用語（食肉缶瓶詰、食肉等を詰めたその他の畜産物缶瓶詰であって、商品名から小肉片、ほぐし肉、ひき肉又は骨付きのものを使用したことが明らかでない場合に限る。）	削除	○個別の表示事項（別表第19） <table border="1"> <thead> <tr> <th>表示事項</th><th>表示の方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内容個数（家きん卵水煮缶瓶詰、その他の畜産物缶瓶詰のうち家きん卵を詰めたものに限る。）</td><td>「〇〇個」又は「〇〇〇個～〇〇〇個」（下限の個数は上限の個数の八十パーセント以上であること。）と表示する。</td></tr> <tr> <td>使用上の注意（内面無塗装缶を使用した缶詰に限る。）</td><td>「開缶後はガラス等の容器に移し換えること」等と表示する。</td></tr> <tr> <td>食肉の名称（食肉缶瓶詰、コーンドミート缶瓶詰及び食肉等を詰めたその他の畜産物缶瓶詰であって、商品名に使用した食肉の名称を表示していない場合に限る。）</td><td>使用した食肉の名称を表示する。</td></tr> <tr> <td>肉片形状の用語（食肉缶瓶詰、食肉等を詰めたその他の畜産物缶瓶詰であって、商品名から小肉片、ほぐし肉、ひき肉又は骨付きのものを使用したことが明らかでない場合に限る。）</td><td>小肉片を使用したものについては「小肉片」の用語を、ほぐし肉を使用したものについては「ほぐし肉」の用語を、ひき肉を使用したものについては「ひき肉」の用語を、骨付きの食肉を使用したものについては「骨付」の用語を表示する。</td></tr> </tbody> </table>	表示事項	表示の方法	内容個数（家きん卵水煮缶瓶詰、その他の畜産物缶瓶詰のうち家きん卵を詰めたものに限る。）	「〇〇個」又は「〇〇〇個～〇〇〇個」（下限の個数は上限の個数の八十パーセント以上であること。）と表示する。	使用上の注意（内面無塗装缶を使用した缶詰に限る。）	「開缶後はガラス等の容器に移し換えること」等と表示する。	食肉の名称（食肉缶瓶詰、コーンドミート缶瓶詰及び食肉等を詰めたその他の畜産物缶瓶詰であって、商品名に使用した食肉の名称を表示していない場合に限る。）	使用した食肉の名称を表示する。	肉片形状の用語（食肉缶瓶詰、食肉等を詰めたその他の畜産物缶瓶詰であって、商品名から小肉片、ほぐし肉、ひき肉又は骨付きのものを使用したことが明らかでない場合に限る。）	小肉片を使用したものについては「小肉片」の用語を、ほぐし肉を使用したものについては「ほぐし肉」の用語を、ひき肉を使用したものについては「ひき肉」の用語を、骨付きの食肉を使用したものについては「骨付」の用語を表示する。
表示事項	表示の方法																				
内容個数（家きん卵水煮缶瓶詰に限る。）	「〇〇個」と表示する。																				
使用上の注意（内面無塗装缶を使用した缶詰に限る。）	「開缶後はガラス等の容器に移し換えること」等と表示する。																				
食肉の名称（食肉缶瓶詰、コーンドミート缶瓶詰及び食肉等を詰めたその他の畜産物缶瓶詰であって、商品名に使用した食肉の名称を表示していない場合に限る。）	削除																				
肉片形状の用語（食肉缶瓶詰、食肉等を詰めたその他の畜産物缶瓶詰であって、商品名から小肉片、ほぐし肉、ひき肉又は骨付きのものを使用したことが明らかでない場合に限る。）	削除																				
表示事項	表示の方法																				
内容個数（家きん卵水煮缶瓶詰、その他の畜産物缶瓶詰のうち家きん卵を詰めたものに限る。）	「〇〇個」又は「〇〇〇個～〇〇〇個」（下限の個数は上限の個数の八十パーセント以上であること。）と表示する。																				
使用上の注意（内面無塗装缶を使用した缶詰に限る。）	「開缶後はガラス等の容器に移し換えること」等と表示する。																				
食肉の名称（食肉缶瓶詰、コーンドミート缶瓶詰及び食肉等を詰めたその他の畜産物缶瓶詰であって、商品名に使用した食肉の名称を表示していない場合に限る。）	使用した食肉の名称を表示する。																				
肉片形状の用語（食肉缶瓶詰、食肉等を詰めたその他の畜産物缶瓶詰であって、商品名から小肉片、ほぐし肉、ひき肉又は骨付きのものを使用したことが明らかでない場合に限る。）	小肉片を使用したものについては「小肉片」の用語を、ほぐし肉を使用したものについては「ほぐし肉」の用語を、ひき肉を使用したものについては「ひき肉」の用語を、骨付きの食肉を使用したものについては「骨付」の用語を表示する。																				

◇別表第20（表示の様式等）

別表第19の内容を踏まえて修正

要望案			現行		
○表示の様式等（別表第20）			○表示の様式等（別表第20）		
表示事項		表示の方法	表示事項		表示の方法
名称 原材料名 添加物 原料原産地名 内容個数 固形量 内容総量 内容量 賞味期限 保存方法 使用上の注意 原産国名 製造者	備考 別記様式一の備考の規定によるほか、使用上の注意を一括して表示することが困難な場合には、使用上の注意の欄に表示箇所を表示すれば、他の箇所に表示することができる。	<u>第8条各号（第3号を除く。）の規定による</u>	名称 原材料名 添加物 原料原産地名 内容個数 固形量 内容総量 内容量 賞味期限 保存方法 使用上の注意 原産国名 製造者	備考 別記様式一の備考の規定によるほか、使用上の注意を一括して表示することが困難な場合には、使用上の注意の欄に表示箇所を表示すれば、他の箇所に表示することができる。	<u>第8条各号（第3号を除く。）の規定によるほか、次に定めるところによる。</u> <u>一 食肉の名称は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、商品名の高さの二分の一以上の高さであって、かつ、J I S Z 八三〇五に定める九ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。</u> <u>二 「小肉片」、「ほぐし肉」、「ひき肉」又は「骨付」の用語は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、商品名の高さの二分の一以上の高さであって、かつ、J I S Z 八三〇五に定める九ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。</u>